

情報通信行政・郵政行政審議会
有線放送部会（第4回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成22年6月3日(木) 14時00分～14時50分
於、第1特別会議室

第2 出席した委員等（敬称略）

根元 義章（部会長）、関根 千佳（部会長代理）、大谷 和子、根岸 哲、
山下 東子

（以上5名）

第3 出席した関係職員等

山川 鉄郎（情報流通行政局長）、久保田 誠之（官房審議官）、佐々木 祐二（衛星・地域放送課長）、澤田 史朗（地域放送推進室長）、荻原 直彦（衛星・地域放送課技術企画官）、武田 博之（情報流通行政局総務課長（事務局））

第4 議題

（1）報告事項

ケーブルテレビの現状について

（2）諮問事項

株式会社ジェイコム関東の有線テレビジョン放送施設の設置許可について【諮問
第2003号】（非公開）

開 会

○根元部会長　それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会、有線放送部会第4回になりますけれども開催をいたします。

本日は、委員7名中5名が出席されておりますので定足数を満たしております。

また、本日の会議は、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第9条第1項ただし書の規定により、一部非公開にて行います。したがって、傍聴者の方々には非公開とする議題が始まる前にご退室していただくことになります。よろしくどうぞお願いしたいと思います。

○根元部会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議題は、報告事項が1件ございますし、諮問事項の1件がございますのでよろしくお願いしたいと思います。

初めに、報告事項の審議をいたしたいと思います。ケーブルテレビの現状について、総務省から資料をもってご報告をお願いすることになっております。よろしくお願い致します。

○澤田地域放送推進室長　それでは、資料4-1、ケーブルテレビの現状という資料に基づきましてご説明させていただきたいと存じます。

前回のところと重複部分もございますので適宜ご説明をさせていただきます。1ページ目でございます。前回は、1年前の資料でございましたが、今回は、平成22年3月末現在ということで最新のデータに置きかえているわけでございます。

大臣の許可を要する501端子以上の施設のうち、この網かけのところのうち自主放送を行う施設でございまして、682の施設で前回よりマイナス7、事業者数につきましては前回よりプラス4で535となっております。

2ページ目をお願いしたいと存じます。ここ10年来のケーブルテレビの加入世帯数、普及率の推移でございます。ごらんいただきますように加入世帯数、普及率とも堅調に増加をいたしております。昨年度末のケーブルテレビの加入者数は、2,471万世帯、普及率は46.7%となっております。

3ページ目をお願いいたします。こちらは、都道府県別のケーブルテレビの普及の色

分けを図示したものでございまして、最新のデータに置きかえているわけでございます。赤のところから紫、ブルー、グリーン、イエローという形で普及率の順番となっております。前回と特に大きな変動はないと考えております。

4 ページ目をお願いいたしたいと存じます。4 月末現在の電気役務利用放送事業者の登録状況についてでございます。前回の有線放送部会 3 月におきましてご説明させていただいた点は、2 月末現在のご報告でございましたが、その後、太い線の 1 つ上、中部テレコミュニケーション株式会社が登録されまして全部で 24 社となっている次第でございます。

5 ページ目をお願いいたしたいと存じます。ケーブルテレビの新規設置許可状況についてでございます。前回ご報告させていただいた後、平成 22 年 1 月から平成 22 年 3 月末までの間に、前回の本部会においてご審議をいただきました(4)の萩ケーブルネットワークを加えまして、新たに 5 施設の許可となっているところでございます。

6 ページ目をお願いいたしたいと存じます。地上デジタル放送のみの再送信サービスでございますが、これは多チャンネルサービスの視聴契約のコースには入らず、地上デジタル放送のみを視聴いたしたいという方々に向けたサービスメニューでございます。本調査は平成 20 年 6 月末から行っておりますが、本部会では、初めてのご報告となりますので、まず経緯を簡単にご報告させていただきます。

7 ページ目をお願いいたします。これまでの経緯といたしましては、昨年 5 月の情報通信審議会第 6 次中間答申と、昨年 12 月のデジタル放送推進のための第 10 次行動計画により、地上デジタル放送の円滑な移行に資するものとして、地上デジタル放送のみの再送信サービスの導入の促進が提言されたところでございます。それらの提言を受けまして、本年 3 月、総務省から、日本ケーブルテレビ連盟や全国の有線テレビ事業者等に対しまして、地上デジタル放送のみの再送信サービスの導入の促進に関しまして 2 度目の要請を行ったところでございます。

恐れ入ります。6 ページに戻っていただきたく存じます。そこで調査結果でございますが、平成 21 年 12 月末、再送信のみサービスを提供している事業者は、1 行目にありますように 295 の事業者で 54.8% の割合になります。次の行でございますが、前々回の調査では、ここは申しわけございませんが誤植がございまして 286 とありますところは 258 でございます。大変恐縮でございます。258 の業者で、当時は 48.2%。前回は 286 の事業者で 53.4%。1 年前が 218 で 41.0% というところで

ございまして、ここ最近につきましては、この再送信のみのサービスをやっている事業者につきましては増えているという状況でございます。

また、サービス料金帯で一番大きい価格帯でございますが、月額金額501円から1,000円程度のところが一番多くなっているところでございます。

恐れ入ります。8ページをお願いいたします。デジアナ変換についてでございます。デジアナ変換とは、ケーブルテレビのヘッドエンドにおきまして、地上デジタル放送をアナログ方式に変換して再送信するものでございまして、デジタル化対応の検討が進まない共聴施設についてデジタル化に関する住民の合意形成を加速させるとともに、アナログ受信機の廃棄・リサイクルの平準化等に寄与することが期待されているわけでございます。総務省では、本年2月19日付で、平成27年3月末までの暫定的措置導入を各ケーブルテレビ事業者に要請をしております。平成22年度予算におきましては、共聴施設の巻き取りを行う場合のデジアナ変換の導入を支援する予算といたしまして18.8億円の予算措置をしております。

1枚おめくりをいただきまして9ページでございます。ケーブルテレビ事業者への要請の結果についてでございます。文書で要請いたしました際に、あわせまして導入計画ですとか、支援制度の活用等につきましての意向調査をアンケートしております。484の回答がございました。デジアナ変換の導入予定があると回答された社は221社でございます、世帯数ベースでは75%となっております。導入しないと回答された社は99社で、世帯数ベースでは5%程度でございます。また、検討中の社は164社でございます、世帯数ベースでは18%となっております。今後、検討中と回答された事業者に対しましては、再度アンケート調査を行う予定でございます。

続きまして10ページでございます。区域外再送信の現状等についてご説明をさせていただきます。一般的に、地上波の放送事業者は、県単位を基本とする地域におきまして放送番組を提供してございまして、その放送番組をケーブルテレビ事業者が受信をして、視聴者に対して放送することを再送信と呼んでおります。この再送信には、地上放送が行われている地域内で再送信を行う区域内再送信と、隣の県など放送対象地域外において再送信を行う区域外再送信がございます。ケーブルテレビ事業者は、区域内、区域外の区別にかかわらず、地上放送を再送信する場合、放送事業者の放送の意図が、その意に反して害され、また歪曲されていないことを担保するという趣旨から、有線テレビジョン放送法の規定によりまして、放送事業者の同意を得ることが必要となっております。

区域内再送信につきましては、これまで大きな問題がなく再送信が行われておりますが、一方で、区域外再送信につきましては、図のように他県の番組もあわせて視聴できることとなりますので、実質的にその県のチャンネル数を増やしてしまう効果があり、既存の放送事業者の視聴率を下げってしまうことから、放送事業者の経営環境の厳しさが増す中で、特に地上デジタル放送については、同意を得るための協議が難航するケースが多数生じております。

1 1 ページをお願いいたします。デジタル放送の区域外再送信状況の概要についてでございます。平成20年4月に区域外再送信に関する大臣裁定が申請された場合に、その判断基準となりますガイドラインを策定いたしました。その後、区域外再送信の状況を調査しております。平成20年7月末現在の第1回調査結果、及び平成22年1月末時点の第4回調査結果を記載させていただいておりますが、再送信総件数が伸びているのに対しまして、今後同意を求める再送信、つまり協議を行っていかねばならない再送信の件数は減少してきております。しかしながら、アナログ停波も目前に迫っておりますため、今後は進展のスピードを上げていく必要があると考えております。

1 2 ページをお願いいたします。こちらは過去の裁定の概要についてでございます。今後、協議を行っていかねばならない再送信につきまして、協議が調わなかった場合、ケーブルテレビ事業者側が大臣裁定を申請することが可能でございます。これまで、再送信に関する大臣裁定は、このように5回申請されておまして、申請が途中で取り下げられた最後の1回を除きまして、放送事業者が再送信に同意すべしとの裁定が下されております。今後アナログ放送停波に向けまして、デジタル放送での再送信を希望するにもかかわらず協議が調わなかったとしましてケーブルテレビ事業者から大臣裁定の申請が行われることも予想されるところでございます。

1 3 ページをお願いいたします。有線テレビ放送法におけます再送信同意の規定につきまして、全体を改めて簡単にご説明させていただきます。左の図をお願いしたいと思います。まず、ケーブルテレビ事業者が地上放送の再送信を希望する場合、放送事業者に対しまして再送信同意を申請いたしまして、当事業者間で協議をしていただくことが基本となっております。その結果、同意がなされれば再送信することが可能となりますが、一方、同意を拒否し協議が不調となった場合、再送信を行うことができません。こうした協議が難航したケースでは、ケーブルテレビ事業者が総務大臣に裁定を申請することができるようになっております。申請を受けました総務大臣は、再送信に同意し

ないことについて、正当な理由がある場合を除き放送事業者が再送信を同意すべき旨を裁定することとされています。この正当な理由につきましては、また後ほどご説明をさせていただきます。

14ページをお願いいたしますと存じます。現在、国会で審議中の新放送法案において裁定制度に追加して整備されるあっせん・仲裁制度についてでございます。新放送法におきましては、再送信同意をめぐる紛争が多様化・複雑化しており、また事案が増加しているという状況も踏まえまして、紛争の迅速・円滑かつ専門的な解決に資するため、これまでもありました総務大臣による裁定制度に加えまして、電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁制度を整備いたします。これによりまして、ケーブルテレビ事業者もしくは放送事業者があっせん案を求めたり、両者が仲裁を申請することが可能となりまして、再放送制度の迅速な解決を図ることができます。

15ページをお願いいたしますと存じます。総務省では、先ほど申し上げましたとおり平成20年4月に再送信同意に係るガイドラインを策定いたしました。このガイドラインは、再送信同意に関しまして、協議手続と総務大臣に裁定申請があった場合に、同意裁定とはならない正当な理由について定めたものでございます。

まず、このページには、事業者間の協議手続についてガイドラインの概要をお示ししております。2にございますように、新規に同意を求める場合や、同意を更新する場合に分類して協議手続を定めているほか、3、4にございますように、協議手続の終了や経過措置についても盛り込んでいるものでございます。

最後に、16ページをお願いいたしますと存じます。正当な理由の解釈についてのガイドラインの概要をお示ししておりますが、ポイントといたしましては、「放送番組の同一性やチャンネルイメージの確保に関わる場合」、すなわち従来の5つの基準に加えまして、「放送の地域性に係る意図」に関する新たな基準も定めております。これは、放送事業者が放送を行う地域と地域間の関連性の低い地域における再送信につきましては、放送事業者が番組を制作する際には予想もしなかった場所で放送がされることになり、番組編集上の意図が害されたり歪曲されたりすることがあるため、正当な理由があるとして同意裁定とはならないこととしたものでございます。なお、これまでご審議いただきました裁定案件でも、放送事業者側から繰り返し主張されてきました地元同意につきましては、地元放送事業者などの経営に与える影響等は、地元同意の有無も含め正当な理由の判断に関し考慮されないことをここで明記いたしております。

以上、大変駆け足でございますが、ケーブルテレビの現状につきましてご説明をさせていただきます。

○根元部会長　ご報告をいただきましたけれども、ご報告いただいたことに関しまして何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

○根岸委員　質問というか、確認ということですけども、最後のほうにガイドラインを策定されてから、このガイドラインに従って同意の申請が行われ、あるいは総務大臣の裁定が行われるという仕組みになっているわけで、何というか、その当時のことを考えますと、これができたので比較的スムーズにそれが進むように見えますが、必ずしもそうではないというのが現状ということなんでしょうか。そして、それはなぜというか、言うのは難しいかもしれませんが、ちょっと現状というか推移について、もし情報がございましたらお知らせいただきたいと思います。

○佐々木衛星・地域放送課長　ご質問の点につきまして、私のほうから簡単に概要についてご説明させていただきたいと思います。お手元の資料の11ページにございますとおり、平成20年7月末時点から比べますと、現在まだ協議中の案件、まだこれから協議を申し込むというものも含め361件ということでございまして、この間、一定の進展はあったのかなと考えているところでございます。協議自体は民間と民間の間の協議として行われるわけございまして、それぞれ同意に向けて真剣な協議が行われているといった状況でございますけれども、一部の地域におきまして、このガイドラインに必ずしもないような事項も含めた問題提起があるとも聞いているところでございます。総務省といたしましては、民間の協議の促進に向けまして、事業者あるいはケーブルテレビ連盟、日本民間放送連盟に対しまして協議の促進の働きかけを行っているところでございます。

○根岸委員　これはまた立ち入って申しわけありませんが、ガイドラインにないというのは、例えばというか、いや、もちろん差し支えがあれば、ここで話しただかなくても結構なんですけど、ガイドラインで考えていなかったようなことも協議が進まない理由の1つにあるということでもありますので、もし可能であればということです。それはもちろん……。

○佐々木衛星・地域放送課長　一部の地域におきましては、従来から放送事業者が主張していた地元局同意についてガイドラインでは考慮されない形で整理されております。なお、我々のほうでさらに周知していくということでございますけれども、このような

主張がまだ行われているところがあるというようにも聞いております。

- 根岸委員　　これでもう終わりますけれども、やはり何とか経営環境というか、こういうテレビ事業というかそういうものの環境の変化というのも背景にはかなりあると理解してよろしいのでしょうか。
- 佐々木衛星・地域放送課長　　そういうこともあり得るのかなとは感じてはおります。
- 根元部会長　　ほかにかがでしょうか。
- 関根部会長代理　　恐れ入ります。地元同意についてお伺いします。これはたしか去年、おととしからずっと議論されていた受信者利益との兼ね合いというところが常に話題になっていたと思うんですけれども、今回のこの「地元同意」というのは、業者のことだけでしたか。それとも、それぞれのもとの県と送信先の県との、いわゆる受信者側の市民も含めての地元同意という形で検討するようになっておりましたでしょうか。その辺ちょっと確認させていただけますか。
- 佐々木衛星・地域放送課長　　ただいま申し上げましたのは、事業者間ということでございます。
- 関根部会長代理　　そうですか。いわゆる国民の側の意見を求めるというのは、現在のガイドラインにはないと思うのですが、先々ネットでも国民の意見を求める環境ということが進んできた場合には、そういったものも聞くということは、今後は考えられるのでしょうか。受信者側の意見・意思を聞くということは。
- 佐々木衛星・地域放送課長　　このガイドラインの中でも受信者の利益と放送事業者側の放送の地域性に係る意図を比較考量するという形になっておりますので、この正当な理由の考え方といたしましては、そういった部分について考慮していくということになってはおります。
- 関根部会長代理　　もしユーザーの意見を聞いたら、もう少し合意の速度が速くなるのではないかなと思いましたので、質問してみました。ありがとうございました。
- 根元部会長　　ほかにかがでしょうか。
- 山下委員　　今のことでなくてもよろしいですか。その前の9ページのことなのですが、デジアナ変換。デジアナ導入計画ありというところが75%、221社あるということなのですが、このリードタイムというのでしょうか技術的に。導入計画ありのところ、さてやるというところどのぐらいの期間で実際に導入することができるのか、それについて教えていただけませんか。

○荻原衛星・地域放送課技術企画官　それでは、私のほうからお答えいたします。デジアナ変換の実際の導入につきましては、今年度から設けております補助金の予算執行とも関連してくるのですけれども、おそらく予算執行の採択等が決まって、機械の設置、あるいは調整が終わって運用開始となるのが早くても年末ぐらい。原則としては、予算の執行を考えますと、年度内に運用を開始していただくようなことを事業者さんには私どもからお願いしております。

ただ、このデジアナ変換を実施した場合に、場合によっては既存のアナログ放送がデジアナ変換の装置に影響を及ぼすことがあります。つまり、混信を生じることがございまして、そういった地域でデジアナ変換を導入される事業者さんに関しましては、アナログ放送が停波した直後に切りかえてデジアナ変換を実施していただくというような措置をとっていただくことになろうかと考えております。

○山下委員　ありがとうございます。

○根元部会長　ほかにいかがでしょう。

○大谷委員　6ページのところの資料について教えていただきたいと思います。地上デジタル放送のみの再送信サービスで料金のばらつきをわざわざ統計をもって調査しているのですが、かなりばらつきがあるのですけれども、この提供料金を調査されているというのは、例えば、高額の料金をとられていて困っているというような意見があつて調査したのか、それとも、単に事実を把握したいということで調査をされたのかということ。

もう1つは、セットトップボックスの分のレンタル料金を含むと大体平均的な負担の額というのはどのぐらいになるのか教えていただきたいと思います。

○澤田地域放送推進室長　料金の調査をした件でございますが、やはり、視聴者さんのほうからはできるだけ安いほうがいいというご意見が多くあるわけでございます。そのような点から、7ページにありますように、より視聴者が利用しやすいサービスメニュー提供条件等をお願いしますと総務省から事業者をお願いをしているところでございます。総務省のほうから、この料金を幾らでお願いしたいとかいうことにつきましては独禁法との関係もございましてなかなか難しいものではございますが、各事業者の料金の現状はこうなっていますと調査結果をお示ししているということでございます。

また、セットトップボックスのレンタル料金でございますが、おおむねプラス500円という状況でございます。

○大谷委員 わかりました。ありがとうございます。

○根元部会長 ほかいかがでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。ケーブルテレビの現状についてご報告をいただきました。報告は了承とさせていただきたいと思います。先生方には、昨年、おとしですか大分同意問題でいろいろ勉強していただいて、問題点というか解決すべき点は十分把握されていますので後で聞いてもらってもいいかもしれないぐらいだと思います。

私から質問。ガイドラインの強制力というのはどの程度なのですか。これに従わないといけないみたいなものなのですか。それともこれはあくまでもガイドラインだということなのですかね。

○佐々木衛星・地域放送課長 法律上の位置づけといたしましては、ガイドラインということでございますので、行政としての方針を示したというところにとどまるものでございます。ただ、内容といたしまして法律の解釈を具体的に示しているものでございますので、最終的に協議が調わずに大臣裁定ということになった場合については、この考え方に従って判断していくということが、あらかじめ協議をしておられる当事者の方々にもご理解をいただけるような、そういったつくりになっておりますので、それを踏まえて最終的には協議をやっていただく必要があるものであると認識しております。

○根元部会長 わかりました。どうもありがとうございました。それでは次に移らせていただきたいと思います。次の議題の審議は、議事規則第9条第1項ただし書の規定によりまして、非公開とさせていただきます。すみませんが、傍聴者の方々は退室をお願いしたいと思います。

(傍聴者退室)

○根元部会長 それでは、諮問事項の審議をいたしたいと思います。諮問第2003号「(株)ジェイコム関東の有線テレビジョン放送施設の設置許可」について、総務省からご説明をお願いいたします。

○澤田地域放送推進室長 それでは、資料の4-2に沿ってご説明をさせていただきます。1枚目ごらんいただいておりますのは諮問書でございます。本件は株式会社ジェイコム関東から、平成22年4月28日付で有線テレビジョン放送法第3条第2項の規定に基づきまして、有線テレビジョン放送施設の設置の許可について申請があったものでございます。

これを審査いたしました結果、同法第4条第1項の各号、許可の基準の規定に適合し、かつ同法第5条各号欠格事由の規定に該当していないと認められたため、同法第3条第1項の許可を与えることについて諮問をするものでございます。

それでは別添資料に基づきまして、申請の概要、審査の結果等についてご説明をさせていただきます。2枚おはぐりをいただきまして1ページと書いているところをごらんいただきたいと存じます。

まず(1)の申請の概要についてでございます。申請者のジェイコム関東(代表取締役社長 古賀 祐治)は、既に関東の一部の地域、東京都、千葉県、神奈川県、及び群馬県において有線テレビジョン放送を提供している民間法人でございます。今回、施設の設置を予定いたしております秦野市及び伊勢原市は、神奈川県の中央部やや西寄りに位置しまして、秦野市は神奈川県人口規模で12番目、伊勢原市は15番目の都市でございます。両市の位置関係につきましては、資料最終の13ページに神奈川県のケーブルテレビの現状を記した地図がございますのでご参照いただければと存じます。

次に設置を必要とする理由についてでございます。神奈川県秦野市は人口約17万人、世帯数7万世帯、面積104平方キロメートル、伊勢原市は人口10万人、世帯数4万1,000世帯、面積56平方キロメートルの地方都市でございます。当該地域に有線テレビジョン放送施設を設置し、地上放送、BSデジタル放送、CSデジタル放送ほか自主放送を通じて地域情報を提供するとともに、既存の共聴施設の受信障害を解消することにより住民の利便性を高め、両市が高度情報化都市となることに資するものでございます。

次に、施設の区域欄でございますが、秦野市及び伊勢原市の一部地域を整備するものでございます。なお、資料12ページに両市の施設区域を示しました地図がございます。

続きまして、主たる設備の設置場所でございます。地上、BS、CSデジタル放送は東京都練馬区等の受信空中線から受信をいたします。ヘッドエンドにつきましては、秦野市にヘッドエンドを設置するほか、既設のヘッドエンドを共用して活用するものでございます。

設置完了予定及び施設の規模についてでございますが、平成23年5月31日までに施設の設置を完了する予定でございます。平成23年6月から放送サービスを開始する予定でございます。また、引込端子の数は8万1千でございます。

施工及び保守の方法につきましては、工事や保守につきましては実績のある業者に委

託する予定とのことでございます。

放送内容につきましては、テレビ放送は111チャンネルを計画しており、自主放送、地上デジタル放送の再送信、BS放送の再送信のほか、CS放送等を放送予定でございます。伝送路の形態についてでございますが、HFC方式といたしまして、上限周波数は770メガヘルツとなっております。使用する周波数につきましては、9ページに配列図を添付しておりますので、ご参照いただければと存じます。

続きまして、2ページ目をお願いしたいと存じます。事業収支見積りについてでございます。まず収入につきましては、受信者からの利用料に加えまして、引込工事料の収入等を予定しているものでございます。なお、加入料が無料となっておりますため契約料収入はゼロとなっております。支出につきましては、人件費及び物件費などを適切に計上しているものでございます。本計画によりますれば、収支は開局■年目で単年度黒字となる予定でおります。

建設資金の調達につきましては、建設に要する■円を自己資金により調達するものでございます。

料金につきましては、ジェイコムグループ他社における料金設定と同様、利用料4,389円税込を予定いたしてございまして、BS、CS放送を含めた多チャンネル放送サービスを予定いたしてございます。

4ページ目をお願いいたしたいと存じます。続きまして、(2)の審査の結果等についてご説明をいたします。本件申請につきまして、有線テレビジョン放送法第4条第1項の許可の基準及び法第5条各号の欠格事由に関しまして、有線テレビジョン放送法関係審査基準に照らし審査した結果がこちらの表でございます。欠格事由につきましては、本件の申請者等は、有線テレビジョン放送法、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律、有線電気通信法の罰則等を受けた者ではなく、欠格事由には該当しないものでございます。

施設の区域につきましては、神奈川県秦野市及び伊勢原市のそれぞれの人口集中地区の9割以上を整備するものでございまして、本申請の施設区域に含まれない地域につきましては、将来的に施設区域を拡張し両市の全域をカバーする計画となっていることから基準を満たすものと認められるものでございます。

5ページをお願いいたしたいと存じます。審査基準第5条につきましては、施設区域は秦野市及び伊勢原市で、申請者が予測する需要の見込み及び世帯分布の状況等を勘案

した上で住宅の存在する地域に沿って設置する計画であり、適切であると認められるものでございます。

(2) でございますが、施設区域内の送信施設、幹線等の配置につきましては、施設区域全域に対応できるよう申請者が予測する需要の見込み及び世帯分布に見合った箇所に配置することとされており、適切であると認められるものでございます。

(3) 施設の設置におきまして必要な道路占用、電柱共架等につきましては、国土交通省、地元の各自治体、東京電力等からの内諾を得ているなど、適切であると認められるものでございます。

(4) の設置の場所につきましては、関係法令に照らしまして必要な対応がとられているほか、(5) 設置者は既に他の地域においてケーブルテレビサービスを行っている者であり、自立的な事業活動を行う実体を有する者であると認められるところでございます。

6 ページ目をお願いいたしたいと存じます。施設の技術上の基準につきましては、ポイントを申し上げますと、有線テレビジョン放送法第4条第1項第2号の技術上の基準への適合につきましては、法施行規則第2節に照らしまして、特段の問題はないと認められるものでございます。なお、施設の設置完了後、業務開始までに当該施設における実測値を提出させることとしております。そのほか、各項目について、技術的条件に適合しており問題ないものと認められるところでございます。

続きまして、経理的基礎・技術的能力につきましては、アの工事費及び建設資金の調達につきましては、工事費が施工業者の見積もり等により適切に計上されており、これに見合う建設資金は全額自己資金により調達することとしております。

また、イの事業収支見積もりにつきましては、ジェイコムグループ他社の加入実績等から■年目で■%、■年目で■%の加入率を見込んでおります。収入はこの加入者からの利用料を基本といたしまして、妥当な見込みであると認められるものでございます。支出につきましては、必要な経費のほか、修繕費、電柱等使用料など必要と認められる経費が適切に計上されており問題ございません。

これらを基礎として算出した見積もりは、開局■年目で単年度黒字を計上し、その後も毎年一定の利益を確保する見通しとなっており、事業運営に支障はないものと認められるところでございます。また、本件の当該施設区域には他の有線テレビジョン放送施設が設置される予定はございません。また、本施設は受信障害の解消のみを目的とする

ものではございません。

ウの資金計画につきましては、収支見積もり、及びバランスにかんがみて適切である
ものでございます。

恐れ入ります、7ページの途中になるわけですが、(2)の技術的能力でござ
います。アにつきましては、地元において一定水準以上の実績及び技術能力のある総
合評価の高い工事事業者から施工業者を選定する予定でございまして、保守につきまし
ても取得資格や過去の実務経験等を有する者に委託する予定でございまして、支障ない
ものと認められるものでございます。

イの保守体制につきましては、自社及び委託事業者において緊急保守にも対応できる
体制を設定し、十分な要員を確保することとしており、支障ないと認められるものでご
ざいます。

次に施設設置の適切性、審査基準8条でございます。当該施設は秦野市及び伊勢原市
において地上デジタル放送の再送信や多チャンネル放送サービスを可能とするとともに、
行政情報や地域行事情報を扱うコミュニティチャンネルなどの自主放送の提供などによ
りまして、情報格差の是正や難視聴対策に資するものでございまして、当該施設の設置
は必要かつ適切であると認められるものでございます。

8ページ目をお願いいたします。また、申請者は一般放送事業者もしくは地方公共団
体から支配を受けるものではございません。

なお、本施設の設置申請に関しまして、有線テレビジョン放送法第4条第2項に基づ
きまして、神奈川県知事の意見を聞いたところ、10ページ、11ページにありますと
おり、知事からは申請のとおり放送施設を設置することについて問題はないとの回答を
得ているところでございます。

以上、審査の結果、有線テレビジョン放送法第4条第1項各号の規定に適合し、かつ
同法第5条各号の規定に該当していないと認められると考えられるものでございます。

以上でございます。

○根元部会長　ただいまご説明をいただきました。ご説明いただいたことにつきまして
何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

○山下委員　よろしいですか。

○根元部会長　はい。

○山下委員　2つ質問があるのですけれども、1つは、6ページの下のほうです。事業

収支見積もりなのですけれども、■年目で■%、■年目で■%という見積もりは、グループ他社の加入実績から割り出してあるということなのですが、設置される時期から考えると、地デジ対応、何というかアナログ停止ですか、駆け込み需要というんでしょうか、そういったことも十分意識してこの時期に設置の申請をされているのではないかと思います。それでもあえてそれが組み込まれない、組み込んでいない理由と伺いますか、それはどういうところにあるのだろうかと思われました。

2つ目は、7ページなのですけれども、7ページの一番上と伺いますか線の下なのですが、当該施設区域に他の有線テレビジョン放送施設が設置される予定はないと。ないということはお確かめになったのだとは思いますが、素人目から見ますと、一番最後のカラーの13ページの地図を見ますと、厚木市のところ、一番上の1というところが厚木市に入っているのですけれども、その会社名が厚木伊勢原ケーブルネットワークになっておまして、これは将来、伊勢原市のほうまで引いていこうという当初の意図があってこのような名前をおつけになっているのではないかと思います。この今回申請のあった会社は、将来、伊勢原市にも全域にケーブルを敷設するという予定があると初めのほうでおっしゃいましたので、そこでの調整がついているのか。つまり、1番の厚木伊勢原ネットワークは、もう伊勢原には行かないという意思表示があるのかということをお教えいただきたいと思えます。

○澤田地域放送推進室長 2点のご質問にお答えいたしたいと存じます。1点目の加入見込みでございますが、このエリアにつきましては、アナログの共聴施設がございまして、それもやはりこのケーブルテレビに移行していこうということもございまして、アナログからデジタルへの移行の中で、ケーブルテレビに期待するところもあって、地デジ対応も含んでの数字であるということでございます。

それから、2点目の厚木伊勢原ケーブルネットワークの関係でございます。委員もご指摘いただきましたように、名前にもありますとおり厚木市と伊勢原市を施設区域として当初有線テレビジョン放送の施設の設置許可を平成8年に得ておりました。その後、当事業者から伊勢原市については、施設の設置ができませんという申し出がございまして、本年3月変更許可申請を出してこられまして、この社は伊勢原市のケーブルテレビの設置について断念をされたということでございますので、このエリアにつきましては、現時点においては、この他社は設置する予定がないということでございます。

○山下委員 ありがとうございます。

- 根元部会長　　ほかいかがでしょうか。
- 根岸委員　　前回も同じ質問をいたしまして、私のほうの理解が不足しているというかちょっと埋めていただきたいのですけれども、ジェイコムというこの会社は、多分審査結果なんかにもちょっと出ているように見えますけれども、放送もやり、電話もやり、インターネット接続もやるという3つのサービスをやるという会社であると理解いたしておりますけれども、ここで言っている例えば6ページの事業収入で支出がどうと書いてありますけれども、これはこの有線テレビ事業そのものについて見ているということのように、これを読みますと見えるのですが、そういう理解でよろしいのでしょうか。何か前に聞いたときは全体を含んだように私はお聞きしたようにも思うのですが、ちょっと私が十分に理解しておりませんで、その辺を教えていただきたいと思います。
- 澤田地域放送推進室長　　2ページの収支表をごらんいただきますと1年目から5年目につきましての事業収入と事業支出ということでございまして、この中の利用料とあります事業収入のところは、これはケーブルテレビの毎月のお支払いいただく利用料でございまして、事業外収入というところがございまして。ここにつきましては、あわせてインターネットサービスもおやりになるということでございまして、ここにはインターネットサービスの経費も含まれているということでございまして。この全体といたしましてこのような収支計画を持っておられて■年目に単年度黒字になるということなどを今回審査させていただいたわけでございます。
- 根岸委員　　わかりました。だから、全体として見ているということですね。わかりました。
- 根元部会長　　ほかいかがでしょうか。
- 教えてください。アンテナは新しくはつくらないのですね。既存のものを使うということですか。
- 澤田地域放送推進室長　　はい。アンテナは既存のものを共用して使うものと、新しく設置をするものと2種類ございまして。
- 根元部会長　　秦野につくるのが新しいものですか？
- 澤田地域放送推進室長　　そうでございます。
- 根元部会長　　共用というのは、ジェイコムさんがほかに使っているものを共用することですか。
- 澤田地域放送推進室長　　おっしゃるとおりでございます。

- 関根部会長代理　私もちよっと細かいところで。2ページの借料なのですけれども、
　　という一覧表ですけれども、番組とかは多分1年目はあまりお金がないからつくらな
　　くて、だんだん2年目からどんと増やしていくというのが何となく読めるんですけれど
　　も、その次の借料というのが1年目から2年目にどっと増えていて、その後また減りま
　　すよね。何で2年目だけこんなにものすごく増えるのかしら。何か借りる予定があるの
　　ですか。すみません、細かくて。
- 澤田地域放送推進室長　すみません、調べますのでお時間いただきます。
- 関根部会長代理　これだけが何となく数字が見えにくいと思いました。もう1つござ
　　います。この後ろの地図を見ると、これは別にどうでもいいことかもしれませんが、
　　も、愛川町と清川村が何となくのけものにされているような雰囲気なのですけれど、
　　ここにこれからやっぱりアンテナを立ててもう1個やりますよとかという計画はないの
　　でしょうか。ちょっとかわいそうな気がするのですが、この2つの地域が。あまり関係
　　ないと言えば関係ないんですが。
- 澤田地域放送推進室長　大変難しいご質問かと思うのですけれども、私どもといたし
　　ましては、そんな計画があるということは聞いておりません。
- 関根部会長代理　もし始まるとしたら、またそこで収支関係が変わるかなと思ったも
　　のですから。失礼しました。
- 澤田地域放送推進室長　またその際には、こちらの審議会でご審議いただくことにな
　　ると思います。
- 関根部会長代理　そうですね、お願いします。
- 根元部会長　ほかに何かご質問ございますか。
- 山下委員　その間に1つ。もう少し一般的な質問なのですが、■円の建設資金ですね。
　　これを自己資金で賄われるということなのですが、このぐらいの規模のケーブルテレビ
　　施設を新設することの金額として、これは大きいのか小さいのでしょうか。前回3月の
　　とき、もっと大きな金額が出ていたように思ったものですから。その■円でというのが、
　　既存の施設があるからこのぐらいで済むということなのかどうか。それから、それを自
　　己資金でというのは、どうなのでしょう、珍しいものなのか、それともこれはよくある
　　ことなのかということも一般的なことなのですけれども、教えていただければと思いま
　　す。
- 澤田地域放送推進室長　建設の額につきましてでございますが、やはりさまざまな状

況でいろいろな額になるかと思いますが、この場合は、委員もご指摘いただきましたように、既存のアンテナも利用するなど今までのものを利用しながらやることで、確かにコストが安くなっているという面はあると思います。あと、そのエリアの面積とか人口密度とか、様々な条件でいろいろ前提状況が変わってくると思いますが、この■円という額は特段大きくもなく小さくもなくという額ではないかと思いますが。それと、全額自己資金ということでございますが、第3セクターですとか、自治体営のケーブルテレビにつきましては国などの補助金が受けられる場合もございますが、ジェイコムさんのような民間企業、民間法人につきましては、やはりこういった形で自己資金でやられるということでございますので、特段珍しいことではないということでございます。

○山下委員 ありがとうございます。

○根元部会長 あとありますかね、ご質問は。

○澤田地域放送推進室長 先ほど賃料の関係でお話をいただきました。この賃料はコンバーターという機械のリース料でございまして、リース料の計上がこのようになっているということでございますが、状況といたしまして、なぜ2年目だけこういった形でリース料を計上されたのかというのはすぐにはわかりませんので、お許しをいただければ後ほどお知らせをさせていただくということにさせていただきたいと思います。

○関根部会長代理 コンバーターのリース料ということですね。

○澤田地域放送推進室長 はい。

○関根部会長代理 でも、普通は60カ月とかそのくらいでやるんじゃないかと思うので、確かにちょっとここだけ上がり過ぎるような気がしますが、わかりました。ありがとうございます。

○根元部会長 後で委員のほうにお知らせください。

○澤田地域放送推進室長 はい。恐縮でございます。

○関根部会長代理 いいえ、どういたしまして。

○根元部会長 ほかに何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。それでは諮問第2003号につきましては、諮問のとおり許可することが適当である旨、答申を行うことにしたいと思いますがいかがでございましょう。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○根元部会長 はい、どうもありがとうございます。それではそのように答申することといたします。

以上で、本日の議題は終了いたしました。委員の皆様から、何かご発言ございますでしょうか。事務局はいかがでしょう。

○武田情報流通行政局総務課長 特にございません。

○根元部会長 それでは本日の会議をこれにて終了いたしたいと思います。次回の有線放送部会につきましては別途明確になり次第、事務局からご連絡を差し上げますので、皆様方よろしくお願ひしたいと思います。

以上をもちまして閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

閉 会